

第四十六回 参議院通信委員會會議錄第十号

昭和三十九年三月十七日(火曜日)
午前十四時四十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 光村 甚助君
理事 鈴木 恭一君
寺尾 豊君
松平 勇雄君
野上 元君

委員 郡 祐一君
白井 勇君
野田 俊作君
最上 英子君
谷村 貞治君
安井 謙君
久保 等君
永岡 光治君
横川 正市君

國務大臣 古池 信三君
郵政大臣 金丸 信君
郵政事務次官 武田 功君
郵政大臣官房長 佐方 信博君
郵政省郵務局長 田中 鎮雄君
郵政省簡易 増森 孝君
郵政省人事局長 長田 裕二君
郵政省經理局長 倉沢 岩雄君
事務局側 倉沢 岩雄君
常任委員 倉沢 岩雄君
會専門員 倉沢 岩雄君
説明員 郵政大臣官 藥師寺 厚君
房建築部長

本日の會議に付した案件
○簡易生命保險法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(光村甚助君) ただいまから通信委員會を開会いたします。
簡易生命保險法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案の審査を進めます。

○久保等君 私は、一昨年に発足した例の簡保、郵便年金福祉事業団の運営問題について若干お尋ねしたいと思ひます。

例の法案が一昨年この國會で論議されましたときに承った當時の事情から、その後現実に発足して福祉事業団の運営が約二年間ばかりなされてきた最近の事情等を中心にして、お伺いをいたしたいと思ひますが、創立当初いろいろ郵政當局から抱負らしい抱負等も伺ったのですが、その後、例の福祉施設その他で、昭和三十七年あるいは八年、本年度ですが、増設等も着々なされておるんじゃないかと思ひますが、加入者ホームそれから診療所、あるいは保養センター、そういうふうな施設の状況について最初にまず承りたいと思ひます。

○政府委員(田中鎮雄君) 一昨年の事業団は設立されたのでありますが、その資金源はほとんどが簡保會計に求められておるのであります。資本金は、全額政府出資にかかる現金と現物から成っておりますが、設立當時は、資本金は、現金、現物合わせまして十二億一

千万円余りであつたのでありますが、三十九年二月末には、それが二十七億三千五百万円余りとなつております。事業団が運営いたしております施設は、加入者ホーム六カ所、保養センター一カ所及び診療所が二十九カ所、こういうことになっております。

加入者ホームであります。これは、設立のときに現物出資のものが、熱海、別府、小樽と、この三カ所でありまして、診療所は二十九カ所でございます。その後、三十七年度に和倉が追加出資になりまして、三十八年度には白石と白浜が追加出資になったのであります。

それから保養センターは、設立當時は全然ございせん、三十八年度に有馬が追加されたのであります。それから診療所は、設立當時と全く同様に、現在も二十九カ所と全くなつております。このほか、現在着工しているもの、または近く着工予定のものは、加入者ホームといふものは、これは国において追加出資予定のものは、柏崎、皆生の二カ所でありまして、保養センターは、堀原、それから事業団が建設のものが、加入者ホームといふものは、鴨川と道後、それから保養センターは、伊野、恵那、碓氷、この三カ所になっております。したがって、三十九年度末には、加入者ホームが十カ所、保養センターが五カ所となる見込みでございます。

それから三十九年度におきます予算に組まれて國會に提出されております計画の内容を申し上げますと、

土地の購入をいたしましては、加入者ホーム、これは、名古屋管内に一カ所、それから保養センター、これは長崎県の島原、長野県の鹿沼、群馬県の磯部、奈良、山梨県の石和、この五カ所が予定されております。それから建物工事といひましては、加入者ホームは道後、これは前年度からの継続であります。それから保養センターは恵那、これも前年度からの継続。それから碓氷、湯田、それから三ヶ根、妙高、この五カ所でございます。

それから事業団になりましてから、診療所の更改をいたしました。診療自動車の変更をいたしました。以上でございます。

○久保等君 ただいま診療所のお話がちょっとあつたのですが、これは完成したのですか。それから診療自動車ですが、これも、台数はどの程度になっているのですか。

○政府委員(田中鎮雄君) 診療所は完成いたしました。高松の診療所に配属いたしております。

それから自動車でございますが、これは二十七台でございます。

○久保等君 その二十七台の更改状況といふことは、これは三十六年、三十七年等あたりでも、台数はやはり二十七台とあつたのですが、それを更改しなければならぬというお話を當時説明として承つておつたのですが、それが三十七年、三十八年、あるいは来年度

あたりもかかるかもしれないのですけれども、そういう計画がどんなふうになつてゐるのですか。

○政府委員(田中鎮雄君) 診療自動車は、東京池袋と、それから高松診療所を除いた他の診療所、したがって、二十七カ所へ各一台ずつ配備してあるわけですが、この更改状況は、三十七年度には六台更改いたしました。三十八年度は全然いたしてありません。ただ、三十八年度は、予算のやりくりで若干、二台程度更改できるかと存じております。それから三十九年度は、九台更改する予定でございます。

○久保等君 三十九年度のこの福祉事業団の予算の概略、まあ、ただいま土地建物等の問題で御説明があつたのですが、予算の金額の面では、どういふことになってゐますか。

○政府委員(田中鎮雄君) 三十九年度におきまして、収入面では、これは簡保特別會計からの出資金が七億七千六百万円、それから交付金が七億六千八百万円、事業収入が一億三千二百百万円、ちよつと端数は、それ以下は申し上げておりませんので、正確なところは若干数字が動くとも思ひますが、合計いたしまして十六億七千六百万円。で、これが支出の面を見てみますと、業務費といひまして八億二千九百万円、それから施設建設費が八億七百万円、それから予備費が四千万円、合計やはり同じく十六億七千六百万円でございます。

○久保等君 これは、本年度予算に比べると、どういう増加になっておりますか。

○政府委員(田中鎮雄君) 収入の面では、三十八年度の資本収入、すなわち特別会計からの出資金六億三千七百七十九円でありましたので、約一億三千九百

万円の増加、それから交付金は、三十八年度は五億八千万円でありましたので、一億八千八百萬円の増加、事業収入は七千七百萬円でありましたので、五千五百萬円の増加、合計いたしました

て、三十八年度は十二億九千五百萬円でありますので、三億八千八百萬円の増、支出面といたしましては、業務費は三十八年度は六億一千八百萬円、結局二億一千萬円の増加、それから施設建設費は三十八年度が六億五千七百

萬円でありましたので、一億五千萬円の増加、予備費は、三十八年度は二千萬円でありましたので二千萬円の増

加、合計三十八年度におきましては、十二億九千五百萬円でありましたので、三億八千八百萬円の増加、以上でございます。

○久保等君 福祉事業団の要員の面ですが、設立当初は、たしか五百何十名くらいだったと思いますが、現在はどうか。

○政府委員(田中鎮雄君) 現在五百九十七名でございます。

○久保等君 一昨年の発足当時は、○政府委員(田中鎮雄君) ちよつといま調べておりますので、後ほどお答えいたします。

○久保等君 加入者ホームなり、それから保養センターが逐次設立されて、簡保の加入者の利便に供されつつあるわけなのですが、特に施設の運営等に

ついては、どういう形で運営がなされているのか、お尋ねしたいと思っております。その趣旨は、要するに、加入者の意向等がどういふ形で運営の面に反映されているのか、具体的な手続なり、方法等について御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(田中鎮雄君) 施設といったしましては、加入者ホーム、それから保養センター、診療所と三つござい

ますが、加入者ホームは、いわゆる俗称老人ホームと申しているものであります。その名前のように、長期に滞在する

のでございますが、その後、長期の人だけでは不十分である、やはり短期間でも、そこへ行って静養するといふよ

うな希望も出てまいりました。現在は、加入者ホームは長期と短期と両方の施設を設けまして、この利用を願

っております。それから保養センターは、これはレクリエーション・センターとも申すべ

きものであります。加入者ホームがどちらかと申しますと老人層を対象としておるのに反しまして、保養セン

ターは、もつと若い人たちが簡単にレクリエーションその他に利用できるようなところをねらつたのでございま

す。診療所は、これはその名の通りに、診療に当たっておるわけでござい

ますが、成人病の予防というように重要な点を置きまして、人間ドックというふうなものを中心にしていきたい。また、従来から健康保険の扱いもやっておりませんので、この方面の折衝を遂げまして、近く健康保険の扱いもできるようにいたしたい、かように存じております。

それから先ほどの定員の面でございますが、発足当時は五百十七名でござ

いました。○久保等君 加入者ホームなり、保養センター等の利用については、たとえは

料金等の決定等については、どういふ方法でおきめになつておるのですか。

○政府委員(田中鎮雄君) 料金の大綱は省令で決定されておまして、その

具体的の料金につきましては、これは郵政大臣の認可事項ということになつております。

○久保等君 福祉事業団のほうから料金の認可申請が出てくるだろうと思

いますが、そらだとすると、認可申請される福祉事業団で、その根拠とい

うか、金額決定をされるにあつてどういふ方法をとっておられるか。

○政府委員(田中鎮雄君) ほかの機関の同じような施設の料金を勘案して、申請を出していただくことにいたしております。

○久保等君 ただそれだけでですか。

○政府委員(田中鎮雄君) その根本には、加入者の福祉ということが当然考

えられるのでありまして、なるべく安い料金でやるといふことが前提になつておるわけでありまして。

○久保等君 一昨年、事業団法案が国会にかかつて論議せられた際に、運営

にあつて、できるだけ利用者やあるいは加入者等の意向が反映できるような方法を考える意味で、運営審議会と

いったふうなものを考えるという御説明だったのですが、現実には、そ

ういったものはないわけですね、じゃ。

○政府委員(田中鎮雄君) 運営審議会は現実には設けられまして、年に何回か会合が開かれております。

○久保等君 その料金等の決定というか、申請するにあつて、福祉事業団として、そういう運営審議会で見聞とか、あるいはいろいろ諮問をするといふか、そういうふうなことはやっておらないのですか。

○政府委員(田中鎮雄君) 料金につきましては、設立当時から変更は見えておらないのでありますが、ただ、最近問題である点もございまして、それらは運営審議会の意見も十分聞いておる

と存じます。○久保等君 そらすると、なんですか、福祉事業団に移行してからは全然

値上げあるいは改定等を行なつておらないという御説明なんです。要するに、発足前の料金そのままでずっと今日まで及んでおることなんですか。

○政府委員(田中鎮雄君) これは、熱海のホームが発足いたしました三十年

○久保等君 いま御説明のところ、特に短期の宿泊等について一人一日五百円だといふお話、その五百円は三食

つき五百円だといふことではござい

たのですが、実は、ことしの三月号の文芸春秋に、谷口善太郎君が、現地へ

行ったときに、寮の管理人の方に聞かれた話として、何か、一日一人五百円、しかもそれは食事を別にしてだといふ話で問題にされたような随筆をちよつと見たものですから、もし食事

抜きで一日五百円ということになれば、確かに月額にすれば一万五千円というところで、きわめて高額な金額になり、たいへんだと思ったのですが、そうすると、いまのお話は短期ですが、それから、もちろん一室に三人か四人、適当に、何といいますが、要するに、大部屋等には大ぜい入れるような形になるでしょうけれども、いずれにしても、一人一日五百円で一切食事もついてまかなってあるというのが現状ですね。その点ひとつはつきりしておいてもらいたいと思います。

○政府委員(田中鎮雄君) 短期ホームの料金は、先ほど申し上げましたように五百円、これは宿泊費が二百円、それから三食三百円、合計五百円、こういうことでございます。

それから一つの部屋に大ぜい入れ込むというところでございますが、これは、たまたま利用者の方々が大ぜい来られまして、まあ、何でも泊まれればいいのだというふうなことで、狭い部屋に大ぜい寝るといふようなことも、これはあるかも知れません。私も、あの随筆については確かに拝見したたのでありますが、まあ、四畳半に何名も詰め込むといったようなことがあったように思いますが、白浜のホームには四畳半の部屋というのはいくつもあるんで、何か、その辺の説明その他話の食い違いがあつたのではないかと思っております。

○久保等君 こういう老人ホームにしろ、あるいは保養センターにしろ、非常に利用者の申し込みが殺到しておるんじゃないかと思うのですが、大体どの程度期間をおいて申し込みが現実利用できているのですか。たんへん

な、よほど前に申し込み込まないと利用できないというふうな実情なんですか。

○政府委員(田中鎮雄君) これは、場所によつても若干違ふのでございまして、また、短期と長期によつても異なるのでありますが、短期のほうは比較的に利用しやすい。長期のほうは一度入つてしまえば、ほとんど出るということもないというふうなことで、特に熱海あたりは、順番が一年もたつても回つてこないといったような状況もございまして、中には、まだあいてる部屋もある。たとえば白石とか、そういう方面には、あき部屋があるという状態でございます。

○久保等君 いずれにしましても、その需要といふものは、利用したいという希望を持っておられる方が非常に多い。しかし、片や施設にはおのずから限度がありますし、また、いまのところ、まだまだ、加入者ホームにしましても、保養センターにしましても数が少ないことですから、これが利用できるといふ人は、きわめて限られたわずかな人だと思つて、そういうふうな意味で、いろいろ計画を立てられて、逐次これの増加をはかつていかれようと思つておられるのぢやないか、予算面では、しかしなかなか金額から見ると微々たるような感じがするのですが、一昨年、やはり十カ年計画といつたようなものを一応考へておられたようでしたが、それは、特別その後、事業団が発足して以来、内容等について検討せられたのかどうなのか、一応郵政省直轄でやっておられた当時の計画を福祉事業団になつても継続して推進しておられるという程度に

とどまつておるのですか、どういふことですか。

○政府委員(田中鎮雄君) 郵政省時代から比較いたしましたら、事業団になつてから、施設の拡充整備は急速になつておりまして、最近五カ年計画を新しく立て直しまして、これの充実に努力していきなさいという考へておられます。ただ、予算の面におきまして、若干計画とおりにいかない懸念もございまして、これからは、五カ年計画が完全に遂行できるように、ひとつ十分努力を続けたいと思つております。

○久保等君 この福祉事業団に、何といふんですか、支出する簡保の資金の限度、これは、ずっと前の御説明を伺つたときには、収入保険料の五割以内だとか、あるいは余剰金の五割以内だとかいふお話を承つておたのですが、いま言つた余剰金の五割、あるいは保険収入の二割くらいにぎりぎり持つていかれることはできないのですか。明年度予算あたり考へても、十六億云々と言つておられたのですが、これは、少なくとも限度一ぱいということにはなつておられないのではないかと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(田中鎮雄君) ただいまお話をあつたとおりでございまして、私も、収入保険料の五割をめぐに、事業団の施設運営の経費に充てたいという考へ方でございますが、三十九年度を見てみますと、大体収入保険料が二千億程度でございます。事業団関係の支出といたしましては十六億七千万円で、若干低いということが申せるかと思ひます。

○久保等君 それから、先ほど診療自動車

の御説明があつたのですが、これ

なんかにしても、本年度の計画等を含めて、自動車そのものの台数の増加は、もちろん計画しておられないらしいんですが、法案が審議されておりました当時にも、台数の増加について極力努力をされる必要があるんじゃないかというお話もしておいたのですが、要するに、無医村、無医地区等の診療機関の巡回自動車あたりに対しては、特にこの巡回自動車あたりにきわめて適切な施設でもあり、とかく医療機関というものは都市に集中するということと、適正配置のことについて厚生省あたりで法案を国会に出して先年国会を通したという経緯もあるのですが、むしろ過度集中の傾向すらあるくらいですが、片や、非常に医療施設に恵まれないう診療自動車等巡回をしながら治療をしていくというふうなことは、非常に私は適切な措置でもあるし、そういったことについては十分に力を入れていくべきではないかというお話をしておたのですが、そういう点については、先ほどの御説明で、はたして更改そのものも十分にこれは行なわれておるかどうかが疑問だと思ふのですが、これは相当経過年数のたつたものじゃないかと思ふのですけれども、そういうことまかいは別として、そういう将来診療自動車そのものを増加させる、増設するといったような計画はお待ちでないですか。

○政府委員(田中鎮雄君) まことに先生のおっしゃるとおりでございます。まして、われわれとしては、今後この巡回診療というところに大いに力を注いでまいりたいと思つております。したが

まして、診療車の更改、増備というこ

とは当然な事なればならない点でございます。残念ながら現在では更改に手一ぱいといったようなことでございまして、今後状況に應じて、こういった診療車の増備ということも十分考へ実行してまいりたいと思ひます。

○久保等君 それでは、私は福祉事業団関係のことにつきましてはその程度にとどめて、いま申し上げたようなことについては、ぜひ、単に従来の計画を押し進めるという程度じゃなくて、やはり適切な、いま言つた自動車の増備等はお考へ願うとか、五カ年計画そのものについて、はたして具体的に御説明を願ふ段階にあるのかないのか、ちよつと疑問に思ふのですけれども、いづれにしても、五カ年計画等をお考へになつておるならば、そういう計画の中で積極的に、この前の事業団法案審議の際に申し上げておたようなこともお考へを願つて、十分にひとつお考へをいただきたいと思ひます。

それで、この簡保改正法案の問題について、二ちよつとお尋ねをいたしたいと思ふのですが、この郵政省で出された簡保一部改正法案のプリントの二十二ページのところをあげますと、第二表がありますが、第二表のところ、二十八年から三十七年度までの簡保の収入保険料及び事業費の比較等が出ております。保険料なり事業費等の年度別の経過が一応記載されておるのですが、この簡保関係の人の面ではどういふ変化があつたのか。要するに、人員がどんなふうにあつてまいつておるのか、お考へ願えますか。この表に書いてある年度別に沿つて。

○政府委員(田中鎮雄君) いますぐにお答えできませんが、調べまして後ほど申し上げます。

○久保等君 それは後ほどお答え願うとして、それはそれとして、ひとつ簡保でいろいろ事務機械化等をお考えになつて、具体的ないろいろ手だてを講じておられると思うのですが、簡保でやはり、たとえばキー・パンチャー等の方が相当おられると思うのですが、どのくらいおいでになりますか。

○政府委員(田中鎮雄君) これも、いまちよつと手元に資料がございませんので、後ほどお答えを申し上げます。

○久保等君 最近、キー・パンチャーの方で、民間の保険会社等いろいろな問題を起こしておられるときどき私も新聞等で見るとすけれども、要するに、職業病的な、たとえば腰痛炎といったような、もちろん婦人の方ですが、二十歳ちよつと出た程度の婦人の方等が職業病にかかつて、一種の、何というか、ノイローゼのような症状で自殺をされたというような事例も過去においてあったようですが、簡保でそういったような病氣等にかかられたようなお話はありますか、ありませんか。

○政府委員(田中鎮雄君) 私の聞いておる範囲では、ノイローゼといったような非常にひどい病氣になったということは聞いておりません。ただ、指がちよつとぐあいが悪いといったようなことで、一時他の職場に移したといったようなことは聞いております。

○久保等君 その、指がちよつとぐあいが悪いというのは、いわゆる医学的

にいうと腱鞘炎というものに該当する病氣といえますか、症状じゃないかと思ふのですけれども、要するに、人さし指あたりのところが特殊な痛みを覚えたりするような症状だそうですが、そういったことを、ある程度、私は、医学的な立場から研究をせられ、あるいはまた、これに対する十分な予防措置といえますか、こういつたことの発生のないような措置等を考へていく問題が簡保なんかの場合にもあるのじゃないかと思ふのです。そういつたようなことを、何か医学的に、あるいは統計的に調べておられたり、それに対する対策等を立てられたことはないので、御説明がないから、見当がつかぬので、私も抽象的なことしかお尋ねできないのですけれども、人員はまだわかりません。

○政府委員(田中鎮雄君) 最近、キー・パンチャーの問題がかなりやかましくなつてきておりました。保険事業におきまして、従来からパンチャーもおりますし、今後機械化の進展に伴ひまして、この問題は重要な問題だと存じます。関係の部門では、部外との連絡、それから適切なそういった面の研究をしておられるところ等とも十分打ち合はれて、この対策を進めつつあるところでございます。

それから、この定員の面でございますが、三十三年度以降の数字がここにありますが、三十三年度が四万三千七百五十八人、それから三十一年度末が四万三千九百五十八人、三十二年度が四万三千九百三十四人、三十三年度は四万三千九百三十四人、これは同じでございます。三十四年度も同じ。それから

三十五年度は四万三千九百六十九名、三十六年度が四万四千八百六十四名、それから三十七年度が四万五千三百二名、三十八年度が四万六千三百七十六名でございます。

それからキー・パンチャーの数字は、もうちよつとお待ち願ひたいと思ひます。

〔理事野上元君退席、委員長着席〕
○久保等君 それで、キー・パンチャーの問題について特別にお願いを申し上げておきたいと思ふのですが、いまの局長のお話で、他のこういつた同種の産業といふは、あるいは研究とも十分連絡をとり、あるいは研究をしたり、十分に対策を考へていくべきというふうなお話なんです。これがはたして職業病と認定されるかどうかというふうな医学的な問題について、まだ解決されておらないようですが、保険会社等では、そういつた先ほど申し上げましたような事故が現実に出たりなんかして、非常な切実な問題として研究をせられておられるようですが、私は少なくとも、もうすでにこういった機械化されて早いところでは十年前後になる。経験がもうすでにあるわけですから、そういう中から、この問題そのものについて、十分に職業病としてやはり認定のできる段階にきておられるんじゃないかと思ふのです。しかし、これについても、医学界の見解が必ずしも一致しないといったような問題もあるようですが、やはりこういった問題について、まず根本的な見解というものを明確にする問題が一つ。

それからまた、こういつた事態の起こらないような措置を講じてまいらう。

すなわち、勤務時間の改善といふか、勤務時間等の内容を、たとえば休憩時間を随時設けていくとか、あるいは総体的な勤務時間を短縮するとかといったようなことでももちろん防止できることなんです。そういう時間短縮なんかの問題も、特にこういつたキー・パンチャー等の問題については十分考慮していく必要があるのじゃないかと思ふのです。だから、そういう問題については、これは電電公社の場合にも、最近、事務近代化に伴つて機械化されてきておられるのですから、特にまた電話の料金収納等の関係の事務も、こういった計算機等を使ひます。電子計算機等を使ひたりなんかするものですか、いろいろとキー・パンチャーの問題が出て、問題になっておられます。そういうこともございまして、郵政省で特にそういう面の仕事の多い簡易保険、あるいは貯金局あたりもそうだと思うのですが、こういった問題についても、十分にひとつ研究調査をされて、私は医学的な対策と同時に、救済措置を十分にひとつ考へていってほしいと思ふのです。

まあ人員がどの程度になるのか。あるいは過去においてそういう症状を起した職員の方が何人ぐらいおられるのか、そういうことについて、いまここで局長のほうから即答願ひなければ、そういつたこと等についてもお願い願ひて、研究をいただきたいと思ふのです。

まあ、先ほどもお伺ひしたのですが、人員等についてはわかりましたか。

きましては、もうちよつとお待ち願ひたいと思ひます。

それから、ただいまのお話でございますが、私どものほうには医事研究所というものがございまして、これが中心になつて調査研究をしておるのでございまして、たとえば五年以上継続勤務者につきましては、ほかの手作業業務に移す、あるいは休憩時間を拡張するとか、休憩室の設備を改善するとか、さらには、その事務室内に軽音楽を流して疲労度を緩和するといったようなことにつきましても検討を進めておる状況でございます。

○久保等君 簡保の場合には、そのキー・パンチャーが何人ぐらいおられるところが一番多いところですか。一カ所にですね。

○政府委員(田中鎮雄君) 保険業務関係のキー・パンチャーは、全部で百十九名でございます。

○久保等君 まあ、いずれにいたしましても、人員の多寡にかかわらず、特殊な職種です、特殊な作業ですから、これに対しては、ひとつ、先ほど申し上げたように、十分に健康診断等も随時やつておられるのでしうけれども、そういった健康管理の面も十分やつていただくと同時に、そういう、何といひますか、職業病の発生の防止を格別にひとつお願いしたいと思ふのです。

○国務大臣(古池信三君) ただいま御指摘になりましたように、最近、民間といわず、官庁といわず、事務の機械化ということが非常に進められてまゐつておられます。したがって、それに伴つて、健康に与える影響ということ

も決して少なくない想像されますので、これについては、郵政省としまして今後十分に検討を加えて、万全の措置をひとつ講じてまいりたい、こう考えます。

○久保等君 先ほど、医事研究所等でもこういった問題についても、調査なり研究をされたというお話だったので、この医事研究所も、先般のあの福祉事業団の発足に伴って、従来医事研究所で診療等もやっておられた部門は、これは福祉事業団のほうへ移ったのだらうと思うのですが、それで、あとは比較的純然たる医事研究的な面をいまの郵政省で医事研究所としてやっておられるのじゃないかと思うのですが、医事研究所の陣容といいますか、機構といいますか、そういったようなものはどういふふうになったのですか。だいたい変わったのじゃないかと思うのですが。

○政府委員(田中鎮雄君) 先ほど申し上げました医事研究所は、これは人事局の医事研究所でございます。

○久保等君 それは、どういった陣容でやっておられるのですか。人事局の医事研究所というのはい。

○政府委員(増森孝君) 医事研といいますが、正式な機関ではございませんで、いま、もっぱら人事局の保健課でそういったものも研究しておる次第でございます。

○久保等君 それは、名前はどのような名前ですか。保健課……。

○政府委員(増森孝君) ほんとうの名前は人事局保健課でございますが、そこにはたぶん、私もつまびらかにしませんで申しわけないのですが、前に保健課長をやめた人が主になって、

そして一種の、何といいますか、委託されるというような形で研究しているのがいまの医事研の現状でございます。

○久保等君 まあ、何か実体があまりなさそうな話なんです、私何も医事研の問題で最初からお聞きしたのじゃないのですが、結局、キー・パンチャー等の新しい職種の問題から出てくる病気の他の症状等に対する予防、あるいは治療等の対策を十分に考えてもらいたいということを申し上げたのですが、何か、そういったことについて、いまの程度ではきわめてたよりない話なんです、やはり大臣の先ほどの御説明もございましたが、こういった問題についても、もう少し、こういったものに対する、何といいますか、これは専門的な問題ですから、当然医者等を配置し、しかも相当長期にわたって研究してもらわないと、何か問題があったらとらわれないと、二度診察をして、すぐ問題が解決するといふ問題じゃないと思うのですが、やはり、長期的にある程度しっかりしたスタッフをそろえて、陣容をつくって研究調査をしないと、成果があがってこないと思うのですが、どうもいまのお話を聞くと、何か、あるのかないのか、はつきりしないようですが、もう少ししっかりした陣容を整えられて取り組んでももらいたいと思うのですが、これは、単に簡保だけの問題じゃないのです、貯金局等にもありますし、さらにその他の職種の場合にも、事務近代化に伴って機械化されていく面が徐々に出てきておるのですが、これは一つの例にすぎませんけれども、まあ、その他いろいろ職業によって出

てくる病気の等について調査研究を要する問題があるのだらうと思うのですが、特に郵政省のような、何十万という従業員をかかえてやっておられる現実官庁なんです、単に病気の出てきたことを、症状をとらえてこれを治療するということじゃなくて、もう少し体系的に研究をされる必要があるのじゃないかと思ひます。そういう点については、何か、いまの御説明では、非常に陣容その他の面において手抜かりというか、きわめて不完全なような気がするのですが、これについて、ひとつ今後十分にお考え願ひたいと思うのです。

○国務大臣(古池信三君) ただいまの御説、私まことにごもっともだと存じます。確かに、いままでのやり方は、私から見ても不十分であつたんじゃないかというふうに思ひます。御説のように、非常に多数の従業員を擁する事業でありますから、従業員の保健、特に事務機械化に伴う健康保持というふうな問題については、今後特別に注意をいたして、十分に研究もし、また対策も講じていかなければならぬ、かように考えております。

○政府委員(増森孝君) ちょっと久保先生から、たいへん御苦言がでましたので、申しわけないのですが、どうも医事研がたよりなかつたもので、さうから研究そのものがたよりないのではないのでございまして、私もこれは、組合等からも前から要求がございまして、さうして、たとえば保険局等にも、あるいは貯金局等にも、それぞれ医務室がございまして、そういった関係の医務室なり、あるいは関係のお医者さんなり、専門家なり、さう

いったような人たちにいろいろとデータを出し合つてもらひまして、さうして根本的に検討しようという段階になつておるのでございまして。したがうして、私もとしましては、そのデータに基づいて何らかの結論を出したい、さういふふうには思つておりますので、その辺御了承願ひたいと思ひます。

○久保等君 人事局長にお尋ねします、データを出し合つて、何らかの結論を出したいというのですが、いつごろからそのこと自体について取り組んでおられるのですか。

○政府委員(増森孝君) 一昨年の暮れの国交でその問題がございまして、その後鋭意データをとつてやつております。

○久保等君 ですから、問題は、単に郵政省だけの問題じゃなくて、医学的な問題になつてくる。これは学界的な、あるいは他の同種産業方面のデータ等もいろいろ集められて、総合的な検討を加えられるのだらうと思うのです。だから、単に郵政省内だけで、何方所かしりませんけれども、出てきたデータだけを突き合はしてどうこうという簡単なことにはならぬのだらうと思ひます。したがつて、そこで相当の資料だけ集めて、関係者だけで何か相談をして、さういふわけにはいかない。相当何千何万の資料を集めなければならぬという問題もあると思ひます。だから、さういふ点から考えると、先ほど

も十分な——全然手をつけておらないという意味じゃなくて、はたしてそれに対応できるだけの陣容なり機構——機構といひますか、組織なり体制なりというものができていないのじゃないかという点を私にお尋ねしたので、さういふ点について、十分やり得るということならまた別なんです、さうでないといふれば、やはり思い切つてさういふ方面についての体制を確立していただく必要があるのじゃないか。それで、さういふ問題については、できるだけ早急に結論を出し、しかも従業員の諸君の不安なり、あるいはまた犠牲なりというふうなものを未然に防いでいくというふうなことをやつてもらわなければならぬのじゃないか、さういふことでお尋ねしたので、先ほど大臣からの御説明もございましたから、今後あと十分な御努力をお願いをしておきたいと思ひます。

それから次に、先ほど簡保関係の職員の定員の数をお知らせ願つたのですが、要員が若干、ここ約十年近い経過をながめてみると、ふえてはおるようですが、また一面からいくと、三、四年はほとんど人員に変化がないといふようなことになつておるのですが、さういふことは、さういふ根拠でさういふ経過になつておるのですか。要員の数はじき方の問題ですが、もちろんこれは大蔵省で定員の査定等があつて、実現をさせたいと思つたが、なかなか増員が実現しなかつたというふうな経過もあるのだらうと思ひますが、全然要員がふえない年度もあつたやうです。三十二年、三十三年、三十四年度あたり一名もふえておらないといふた

ようなこともあるようですが、これはどういふ経過だったのですか。

○政府委員(長田裕二君) 保険事業の定員につきましては、ただいま久保委員のおおせのとおり、三十九年度では、二百九名、三十八年度では百九十名、三十七年度では二百二十二名、三十六年度では二百七名、三十五年度四十名、三十四年度で五名というふうな増員のしかたで定員にございまして、で、保険事業の定員につきましては、いろいろな出し方もあるかと存じますが、集金とか募集とかの件数などが数字的には一応の根拠になってやっておりますわけにございまして。同時に、予算の編成方針、あるいは行政管理局を中心にした要員管理等の観点からして、増員は年々、極力押えるというふうな方針で、予算あるいは定員が組まれたり、きめられたりしている実情でございまして、それやこれやいろいろ勘案いたしまして、このような数字になっている次第でございまして。

○久保等君 この保険募集の目標、これは年々一人当たりやふえてまいっておりますと思うのですが、そこらのところは、どういふ根拠で募集目標をふやしておるのですか。ただ単に、何かはく然とはじき出した数字なんですか。

○政府委員(田中鎮雄君) 募集目標算定の上におきまして、要員も一つの要素にはなりますが、そのほかに、経済情勢とか、もろもろの要素をかみ合わせて目録を算定いたしますので、要員のみで目標の数字が左右されるというところは、そう一がいに若干影響はいたしますが、そのみで動くという

ことにはなっておりませんわけにございします。

○久保等君 ただいまの御説明のようなお話があるだけに、私はやはり、結果的に無理な目標の押しつけになるというところも多分出てくる可能性があると思ふのです。ということは、経済情勢その他の事情というふうなことで、結局目標額がふやされるということになってくる、何といつても、募集目標の金額が上がれば、それだけ無理をしてでも募集をしていかなければならぬということになってくると思ふのですが、そういうことについて、もちろん無理のかかることを承知の上でやっておりますわけにやないでしようけれども、結果的によほど無理をしなければならぬ。一面からいえば、しりをたたかたれたたかれば募集をやっていくというふうなことに現実になつておるのじやないかと思ふ。しかも、今度のこの法案の改正によつて、最高限度額を引き上げることになつてくると、なおさら大口の加入者を募集しなければならぬというふうなことで、従業員に対するいわば過大な要求というふうなことになる。その可能性が非常に多いと思ふのです。そういうことについては、どういふふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(田中鎮雄君) 募集目標算定の基準、先ほど非常に概略的に申し上げましたが、要素といたしましては、外務員の数、人口、世帯数、個人所得、貯蓄実績、それから地方税の収納額、国税の納付額、ラジオ、テレビの有料の契約数、あるいは新聞の配付数、このような点を勘案して算定をやっております。

ただいまのお話でございしますが、今度百万に上げるということは、私どもは、それだけ外務員の募集環境をよくする、募集がしやすいようにということとを考へておるわけにございまして、それによつて外務員がしりたきさをされるのか、強制制り当てで苦しむというふうなことは、いささかも考へておりませんし、そういうことは、現実として、われわれとしては、そういう姿はないというふうな思つておるのございしますが、もしそれに近いような状態があつたといひますれば、今度の法案改正によりまして、そういう環境がよくなつて、募集がしやすいところ、こういう点にわれわれの意図するところがあるわけにございします。

○久保等君 確かに、百万円に最高限度を上げたといふ考え方の中には、いま説明せられたようなことも理由として説明できると思ふのですが、ただ、現実問題として、これが実施せられたという場合には、私は、一面において、そういう大口加入者等は、もちろん、従来五十万円以下少ないじゃないかといふたような加入者等については、百万円の最高限度引き上げによつて勧誘がしやすくなるでしようが、総体的な金額は、これは当然、募集目標というものは、上がっていくだろうと思ふのですが、そういうことになつてくると、もちろん何百万円ばかり集めるわけにやないで、小口のものも募集をしていくでしようが、やはりそれだけ努力をしなければならぬ。それだけ従来より以上に特別の配慮をしていかなければならぬというふうなことで、募集される職員の方には、それだけ労働が重くなつていくことは、私は

現実の問題として十分考へられると思ふのです。したがつて、そういう点の、少なくとも内容の十分な配慮も、ぜひひとつ考慮しておいてもらいたいと思ふのですが、局長の言われるような話でいけば、全然問題のないようなお話でありますけれども、現実にはそれはいかならないのじやないか。要するに、目標額自体が上げられてまいれば、その目標額をどの金額程度の種目で集めようか、それはある程度私は自由だろつと思ふのですが、しかし、いづれにしても、むしろ労働が従来より以上にかかつていく可能性が強いんじゃないかと、私はそう思ふのです。が、ぜひ、そういうことのないよう考へていつてもらいたいと思ふのです。

○政府委員(田中鎮雄君) 現在の目標額は、昨年の九月から始めましたいわけ、募集年度の目標といふことでありまして、これは、この八月末までその募集年度が進行するわけですが、今回の法案によりましてその目標は全然いじる意図はございせん。それから、ことしの九月以降の目標を幾らにするかといふことは、これはまた後にその時点で考へることになるわけでありまして、ただいまお話しになりましたように、今度の法案が成立した場合には、外務員がいまよりも苦しくなるといふことは考へられないのでありまして、ただいま先生のおっしゃつたようなことのないように、われわれも心がけてまいりたいと思ひます。

○横川正市君 実は、私の質問保留条項から入つていきたくと思つたのでありますけれども、私の質問の内容が、おそらく郵政当局では答弁のできない問題があるのではないかと、このことで、さきに特定局長会の幹部、それから特推連の幹部の出席を求めように要請をしておきました。これは、いまもつて理事会の決定に至つておりませんが、私は、その点を、当局からの答弁でカバーできれば、あえて出席を求めないで済みますので、引き続きひとつ郵政当局に質問をいたしていきたいと思ひます。

その質問をする前段としてお伺いをいたしたいのは、昭和三十六年、七年、八年、そして、ことしの予算における借り上げ局舎に対する予算が、当初の予算と実行予算がどういふふうに移されておるか、それを第一問としてお聞きしたいと思ひます。

それから第二問は、普通局舎の借り上げと特定局舎の借り上げとを分けて、そのパーセンテージを、これは概数でよろしうございしますから、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(長田裕二君) ただいまの御質問の中の前段の、特定局舎の局舎借料の予算と実行の点でございしますが、三十六年度、七年度のは、ちよつと手元に持ち合わせておりませんので、八年度の点について申し上げます。予算が十三億八千万でございまして、一応使用を予定しております金額は十三億九千六百万でございまして、この部分だけについて見ますと、やはり九千万足らず、八千万余り、使用を予定しております金額のほうが大きくなつておりますが、御承知のとおり、借料全般は、予算が借品費という目の中に入つておまして、その借品費の中の特別事務費、その内訳として、宿舎の借料、それから局舎の借料という、こ

とに局舎の借料全般では予算が十九億六百万、それから実行を予定しており、ますものが、これはかなり内輪になつて出ているわけでございます。とりあえずお答えとしてはそのくらいであります。

○横川正市君 その特定局とその他の割合はどうなっておりますか。

○政府委員(長田裕二君) 予算で十九億六百万のうち、特定局として一応区分されておりますのが十三億八百万、それからその他の局舎とか病院とか、そういうものが五億九千八百万でございます。

○横川正市君 そうすると、局舎料の値上げの推移というのは、昭和三十五年に改定をして、三年そのまゝ据え置かれて、三十八年に改定をされているわけですが、三十八年と三十七年の予算実行がわからなければ、三十八年の増加額については、これは比較はできませんか。

○政府委員(長田裕二君) 前回の値上げは昭和三十三年でございまして、三十八年度に値上げを予定しましたが、五年目でございますが、昨年につきましては、私、先ほど申し上げましたように、特定局の分につきましては、一応予算上区分されておりますのが十三億八百万、それから使用を予定しておりますのが十三億九千六百万でございますが、年度当初、予算上増加いたしました金額が一億七百万でございます。で、実行計画におきまして増額を予定いたしましたのが、増額することとして取り運び中のものが、約二億四千万前後になるかと思ひます。したがって、これは年間の増減、いろいろな事情がございますけれども、三十

六年度、七年度等におきましては、こういうような現象は起こつておらないうい、ちやうど五年目、三十三年に値上げをいたしましたあと、五年間据え置きました上で、いろいろな事情を考えまして、三十八年に値上げをしよう、三十八年度限りの状況についてみますと、全体としては十分いま間に合つておりましたところ、こまかな特定局の区分というところについては若干動きが出ています。あと、この次はこういうことになつていくかわかりませんが、最近までのいろいろな事情の変動に應じておきますので、五年間に値上げを——ことしは、いろいろな事情から、こういうような措置をとつたわけでございますけれども、今後におきましても、予算上の非常な細区分のようなものとは申せ、そういうようなことはなによりにやつていくつもりでございます。

○横川正市君 局舎料の取り扱ひで、いま経理局長の言われるように、一般社会の経済上の推移に伴つて、五年目五年目にこれは改定をされるという、そういう考え方で、三十三年ですか、三十三年から今回までの一般社会の経済事情を見て、五年目に該当するから改定をしたと、こういうふうな私どもの方でとつてよろしゅうございませうか。それとも、局舎料の改定は、年月にとらわれないで、随時状況によつて改定をしなければならぬものと、こういうふうにお考えになつておりますか。どちらですか。

○政府委員(長田裕二君) これは、事情によりまして、非常な変動がありましたような場合には年々ということも

考えられますが、私どものほうの実際の経過から申しますと、二十八年度にやりました。その後、三十三年にやっております。別に五年目ごとにやらなければならぬということではないと思つておりますけれども、三十三年以来相当の事情の変化もあるというようなことからして、三十八年度に実施することにしたわけでございます。

○横川正市君 そうすると、これは、三十六年から倍増計画によりまして、ことしで大体二割程度の諸物価の値上がりも明確に出ておるわけですが、おそれる経済上の急激な変動といへば、戦後のインフレか、あるいは倍増計画によるところの物価の値上がりか、顕著な例としては二つあげることができ、るわけですが、そういう状況といふものが勘案されて検討されたものではないか、三十三年から五年間といふ期間的な経過を経て改定に踏み切つたと、こういうものなのか。その点がまだ明確にならないわけですが、たとえば、それは三十九年度から五年たつて、現在のような経済が安定をしていつても、やはり状況によつて五年目に検討すると、こういうことなのか。それとも、安定すれば、これは何十年でも同一料金で取り上げていく、こういう考え方に立つのか。私は大体後者じゃないかと思ひますが、どうですか。その点。

○政府委員(長田裕二君) ちやうど、たまたま二回続いて五年目ということがあったわけでございますが、その間、事情の変化も相当ございまして、直接には、同じようなほかの借料、世間の借料が相当上がつておるということ、あるいは税金だとか地価だとか建

築費等も上がつておるというやうなことからしまして、今回やつたわけでございますから、お話のように、そういうほかの事情が変化しないというやうな場合におきましては、当然横ばい——そういうことはいいかも知れませんが、場合によれば、事情が変われば逆に少なくなるということもあり得るかと思つております。

○横川正市君 この局舎料の改定等に、家主であるところの局長会の団体から郵政当局に対して、一体どういふ要請が——五年間、ことに三十六年から著しい物価の値上がり、あるいは周囲の情勢の変動もあるわけですが、どういふ要請が郵政省のほうに來ておるか。

○説明員(薬師寺厚君) とまじき特定局関係から値上げの要請はあつたやうでございます。詳しい事実その他につきましては、いまこまかい資料を持ち合わせておりません。

○横川正市君 この局舎料の値上げに關係して、自主的に周囲の情勢を勘案しながら値上げをしていくという積極的な立場がありましようけれども、まあ従来は、あまりそういう積極的な態度というのは見られないのじやないかと思ひますが、必要に迫られて……値上げの要請が、家主である局長から郵政省のほうに出されておつたのではないか。その一つには、たとえば金額について、今回の予算措置で満足されただのか、されないのか。たとえば要請額はもっと高いものであつて、話し合ひの過程でこの程度にとどめたものであるか、ですね。もっと具体的に、局舎料値上げについての家主と郵政省と

の折衝過程がわかれば、ひとつお教えいただきたいと思ひます。

○政府委員(長田裕二君) 私の記憶では、事情も相当変わりましたこと、たまたま前回も五年目だったところとがございまして、三十八年は当然値上げをしてもいいもの、あるいは値上げをしてもいいもの、あることが非常にございまして、その際、たしか四億前後増額してもらいたいというやうなことだったと記憶しております。

○横川正市君 そうすると、そのときの大体値上げの予定額に対して二億四千万程度の引き上げを今回行なつたと、こういうふうな数字からいって判断してよろしいのでございませうか。

○政府委員(長田裕二君) 大体さうでございます。いまの二億四千万は、年度末の支出などで少し数字が動くかも知れませんが、大体その程度、三十八年度について見ますと、そういうこととでございます。

○横川正市君 そうすると、年度末の大体一億九百万と予定された金額というの、これは局舎料の移動であつて、値上げによるものではないわけですか。

○政府委員(長田裕二君) ただいまの一億九百万といふのは、三十八年度予算で増額された分でございますが、これは移動ではなくて、予算上三十七年度の借料の上に積み重ねられた額でございます。いわば、予算上の区分といふことで、一億七百万でございます。

○横川正市君 そうすると、三十八年度の予算額は十三億八百万円ですね、三十八年度は、それに年度末推定で一億七百万、それから大体ことしの値上げ

分二億四千万程度と、こういうふうには積み重ねられていったわけですが、これは値上げの、年度末いわゆる三カ月分、それから三十九年度四月から十二カ月分と、こういうふうに分けて考えたらいいかどうかですね。実際に局舎料の支払いは、ことしの二月に、昨年の四月から十一月分払ってありますね。そうすると、昨年の四月から二月までの十一月分、さらに三月までのやつをプラスしたものが一億七千万、それからさらにその上にことしの四月から来年の三月までの支払い分が二億四千万ふえる、こういうふうにかえていいのでしょうか。

○政府委員(長田裕二君) 予算上の三十八年度の増額分一億七千万を加えましたが、それが今度実行のほうでは約二億四千万前後のものを加えて、年度内支出見込みが十三億九千六百万程度、そういうことになっております。

なおこの二億四千万の分は、一度度全部を、昨年の四月以降の分を全部見込んでおります。

○横川正市君 もう一べん建築部長にお伺いをいたしますが、局舎料の算定の場合、郵政省で提示をする設計に従って請負者が局舎の建築を請け負う、そのときに、ある程度坪単価というものは五百円とか千円とか動くことはあると思うのでありますけれども、算定の基準とされる場合に、どういう方法をとっておられるか。私は、前段にあなただに質問したときも、大体いまの提示されておる局舎は坪単価にしますと三万七、八千円から四万五、六千円ぐらいの坪単価で建てられて、それが郵政省では幾ら坪単価に見積もってある

か、五万とか五万五千とか見積もっておられて、その中から一坪幾らという借り上げ料が払われているという不良局舎が相当あるんじゃないかという質問をしたのですが、たまたま私が見たあれよりか、ある特定局長の、しかもこれは幹部局長の意見の中に、現在のいわゆる局舎料値上げの要請に対して不満に思っているが局舎の提供者のその実情というものを訴えているのがあるわけなんですけれども、あなたのほうでは、どういう検査をしながら局舎料を算定するのか。これは全国ですから相当な数ですから、一つ一つ全部部内監査をどうこうということにはならぬと思いますが、概略でよろしゅうござい

○説明員(葉師寺厚君) お答え申し上げます。

局舎料を算定いたします場合は、新築の場合でございますが、図面、青写真でございますが、それには、平面、立面、それから構造の図面もつけるようになっております。それと、簡単な仕様書と見積もり書がついております。

それを郵政局で検討いたしまして、基礎といたしております。実際につきましては、何ぶん数が多いものでございまして、その借り入れの際に技術屋が一々立ち会って検査するというわけにも実情としていておりませんので、借り入れ担当者がまいりましたときなんか、一応検討することになっておりますが、完全とは申せませんと思っております。

○横川正市君 そうすると、これは一部分であつても、借り上げ料は正規にもらい、事実上提供する局舎は借り上

げの条件の備わらないものもあるというところは認められますね。

○説明員(葉師寺厚君) 特殊な事情がございまして、たとえば自分のうちの木を切ったとか、そういうことがあつた場合には、こちらのほうとしてはわかりません。一般にやられた場合でございしましたら、大きな間違ひはないと思ひます。

○横川正市君 検査するあなたのほうで間違ひがないと言つても、提供する局長側が間違ひしているというのです。これはどつちがほんとうだと思ひますか。提供する局長側が、不正があるのだ、こう言つておられるのですから、検査するあなたのほうでは、提供を受けたものを外から見わけですね。それで間違ひない……。どつちが正しいと思ひますか、そういう意見がぶつつかつた場合に。

○説明員(葉師寺厚君) 實際に、そのケース・バイ・ケースで見ないと、どちらともちよつと判断いたしかねるかと思ひます。

○横川正市君 これは、そのあるといふことよりか、局長から言へば常識化されておるのです。あなたのほうの借り上げ局舎は坪単価幾らと定められても、それより幾ら安く建てるかというところが常識化されておるのです。實際に、その点は、あなたのほうで借料を払う借り人なんだから、もつとりつばなものを家主に要求するよりにしてもらわないとまずいと思ひますが、ね、實際には、どうですかね、それは、もうこれから、そういういままで間違ひないと思つておるのだから直しようがないでしょうが、局長側は、そういう間違ひたやつがあると言つてい

るのですから、この点についてはひとつ明確にしておいてもらわねと困るのです。

○説明員(葉師寺厚君) 今後十分注意いたしまして、建築と借料が妥当なように努力したいと思ひます。

○横川正市君 もう一つ、これは保険局の運用関係で関連がありますので、お聞きをいたしますが、衆議院の内閣委員会でも取り上げられました昭和三十一年度地方債運用についての自治省次官通牒の地方債許可方針の中の第六項に關係して、地方財政再建促進特別措置法の二十三条の、五項一項五号によると、これは転貸債の分については一応除外されて運用されてよいことになつておるようです。その場合、この五項一項二号によるところのいわゆる除外されておると判断をされる条文の運用について、これは調査をされたのではないかと思ひますが、い

わゆるこの厚生年金その他の實際の運用の事情等をどのように検討されて、今回昨年八月八日の郵政次官通牒を出すに至つたか。その点の経緯をひとつ説明していただきたいと思います。

○政府委員(田中雄雄君) ただいまの条文、ちよつと私手元に持ち合わせておりませんが、それにつきまして申し上げられませんが、あの次官通牒を出す際には、あらかじめ自治省、大蔵省とは十分協議の上で実施したのでございまして、自治省、大蔵省からも、これに關連した通達が出され、三者合意の上で実施するということになつておるわけでございます。

○横川正市君 その合意の上に立つて出された通牒に疑義がはさまれて、先般衆議院の内閣委員会の席上では、自

治省側の意見としては、きわめて消極的であつたけれども、今回の転貸債に對してはそれほど明確な答弁がなされておらなかつたというのをちよつと聞きまして、まだ速記録が出ておりませんので、それを私は見ておりませんから明確ではありませんけれども、私は、そのときの適用事項であります三十七年度の地方債運用計画についての運用の精神と三十八年度地方債運用計画についての次官通牒とあわせて質問をされた内容を聞きまして、三十七年度、三十八年度運用の姿勢、態度としては、自治省として変わつておらない、そういうふうには明確な答弁があつたようであります。

そこで、一体、この運用計画の運用についての地方債の許可方針の条文については、一体協議の中でどういふふうになされたかという点を検討してみますと、その検討の内容は、一番最初私が当委員会でも質問いたしましたときに、あなたのほうから答弁がありました。あなたとは、いささか違つた解釈が出ておるのではないかと、あのときは、公共事業という公共性の問題が中心になつて、転貸債に対する局舎への方針は間違ひでない、こういう言い方をされておりましたが、その適用事項になつたのは、「地方債の制限」の条項の第五項第一項第五号が制限事項になり、いわゆる禁止事項になつたのであります。

ところが、その第二号の適用事項をさらに運用の許可方針の条項で見ても、(「厚生年金保険法の適用を受ける中小企業主に貸付するための住宅を建設する事業」あるいは「農山漁

村住宅の改修（台所、風呂場等の構造設備の改修）、それと「下水道終末処理場が完備している地域における水洗便所に改修するために要する資金の貸付事業」こういうふうになつておるわけですが、そこで、私の一番大きな疑問点は、こういうふうな転貸債によるところのものは、これは、貸付金が全部返還になった時点における以降においても、その公共性というものは喪失されておらないわけで、ですから全く、存続する間の公共性というものは、つくられたときから消滅するまで永続的に続くわけなんです。ところが、局舎のほうには、期間満期でもって完全私有化ということになるわけなんです。私は、これは、転貸債によって貸し付けた局舎は、この局舎が消滅するまで、郵政省のいわゆる借り主としての権利が存続する、そこで郵政事業を行なわれる、こういう意味での公共性になれば、二号というものは、これは該当するのじゃないかと思いますが、返済後全くの私有化ということになりますと、これは私は地方債の許可方針の中の禁止事項に該当する、これを実施するとするならば法律の脱法行為である、こういうふうになるのではないかと、こう考えるわけですが、その点の検討をどういうふうにされたか。この際ですから、明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員（田中鎮雄君） 融資によりまして建設された局舎、これにつきましては、一定の期間局舎としての提供義務というものがそれに付随せられるのでありまして、やはり郵便局舎としての建設ということでありまして、私どもは、いわゆる地方自治法第二条の公共の目的に合致する、したがって、ただいまの制限の条項の適用はない、こういう解釈に立ちまして、この点につきましては自治省も同意見であるというふうに、われわれは聞いておるところであります。

○横川正市君 保険局長の答弁は、前回も同じような答弁だったのですが、その後、今月に入つてからの衆議院の内閣委員会での自治省側の答弁は、この問題について非常にあいまいになつてきているようです。まだ明確になつておらないで、たしか、あすあたりは明確になるのじゃないか、自治省側の態度として明確になるのじゃないか、こう思われるわけですが、ただ私の疑問とするところは、いわゆる一定期間の公共性ということと、すでに運用をしておられます厚生年金の資金を受けての転貸債を具体的に使用している、そのもの自体というものは、これは一定期間ではなくて、いわゆる設備をされたときから消滅するまでの公共性、これが明確になつて公共性というものが法律としてはうたわれたのじゃないかと思ひます。その逆の意味で、たとえば、学校施設の一部としての公共性ということと、ある個人が転貸債を借りてくる、ところが十五年たつた、もうあとは全然これは私有物ですから、この物について私が私の用に使ひます、こういうふうなことも、これはおそらく郵政省の立場でなくて、自治省の立場からすれば、このことによつてそういう乱用の道が開かれたというふうに解釈をされるところにも私は疑義が出てきたのじゃないかと思ひます。あなたのほうでは、公共性を持たせた、いわゆる期間的に断続的に公共性のあるものについては自治法によつて適法だと、こういうふうにお考えになつておられるようですが、実際の地方起債債というものを認める場合、たとえば赤字団体とか、あるいは接待費がかさんでおられるところの団体に對しても起債を認めない。この点は、転貸債は一応は許されております。しかし、そうであつても、転貸債を受けられるが公共性を時期的期間的に認められなければならないと思ひます。このことは、私の言ひのほうは、もしその融資によつて、地方債によつて建てられた局舎については、いわゆる木造家屋については木造家屋の消滅期間、たとえば三十年、あるいは鉄筋の場合には六十年、この存続する間は局舎として使ひますよという契約を結んでおられるならば、これは一貫した公共性ということになる意味では証明することになるのじゃないかと思ひます。返済した時期から私有化、完全に私有化になるわけでありまして、それを時期的に説明すればそういうふうになりますし、もう一つは、郵便事業をやる局舎だから公共性を持つておられるのだ、こういうふうに言われるのを私どもは実は反論したいわけですね。やはり賃貸契約をやつて、自分のものとして金を借りて自分が建てたものだから、あくまでもこれは私有契約ですよ。そこで生きてくるのは、貸主である局長と郵政省との間で、どれだけのいわゆる証文上の賃貸契約は効力を持つておられるのか。十五年だつたら、絶対裁判的に法律的に十五年縛られなければならないという、そういう契約を結んでおられるのではなさそうなんです。職員的身分的な、そういう縛り方があるから、そこで何年間とすれば、おそらく何年間は局舎として提供するのであらうという、そういう考え方で期間が付けられているように思ひますが、そういう点では私は抜きにして、いわゆる期間的な、一定期間が過ぎたあとの私有家屋についての公共性、こういうことは私は消滅すると思ひますが、そういう場合であつても、あなたのほうでは、公共性としての一貫した金の貸し方が正しい、こういうふうには考えられないかどうか。私は、これはただ感じただけではなしに、もっと、私もない頭で、適用条文というのを讀みながら、ネズミかネコかという小さな問題ながらもわからなければ、全体の法律の解釈上からいへば、これはやはり脱法——いわば便宜主義に走つた解釈、こういうふうには考えられるわけなんです。その点、あなたのほうでは金を貸す側ですから、貸す側としてはどういうふうには考えておられますか。

○政府委員（田中鎮雄君） 私どもの解釈は先ほど申し上げましたとおりでありまして、郵便局舎としては、その建物が提供され、使用されるという点につきましては、これは公共目的に合致するといふふうに考えて差しつかえないと思ひます。最初から一定期間をいう局舎に提供する、その期間は、契約によりまして提供義務というものが課されるわけでありまして、契約義務の履行として当然課さなければならぬ、それを過ぎてしまつたら、もう私有にしてしまふ、いわば、一種、そういう場合には法の乱用といふふうには解釈しても差しつかえないと思ひます、それに対する措置といふものは、また別途考えなければならぬ問題だと思ひますが、私は、正面から現実の姿を見て、郵便局舎という公共性のあるものが改善整備されるために簡保の資金がそこへ流れるということ、また、地方自治体の業務あるいは関連法律の立場から見ましても正当な方法である、かように考えておる次第でございます。

○横川正市君 大体は、転貸債の基本的な考え方を示したものは、厚生年金の運用の中の転貸債の方法を参考にしながら簡保資金の貸し付けというのとは、方針というものは、そこから私は生まれてきたんじゃないかというふうに思ひます。私が一番最初にお聞きしたときも、実は前例がないわけではないのだ、前例は厚生年金の貸し付けの中にあるのだ、こういうことが説明をされました。だから、そういう前例があるならばというので、そのとき、公共性の問題についていろいろ議論をしたわけですが、公共性とは、借家局舎でも郵便業務を行なうという段の質問は私はそれで引き下がらざるを得なかつたわけですが、ところが、事實上、厚生年金の貸し付け、いわゆる転貸債の貸し付けを見ておられますと、借りておられるところが、これは先ほど言ひますように、期間的な断続的な公共性じゃないんですね。これは一貫して公共性を保有するものに對して貸し付けられているわけなんです。そうすると、一体局舎の場合も、この例からいけば、木造家屋なら二十五年とか三十年とかという期間、全期間について

て、あなたのほうで提供の義務を負わせる、あるいは鉄筋コンクリートの場合には六十一年の義務を負わせる、こういう処置がとられて初めて私は起債の対象として加えられるものではないか、それは、十五年とか二十年とかで切られて、あとは全部私有ですと、こういう提供義務を失ったものであって、私有化するのだから、こういう状態に持つていくものに厚生年金の貸し付け制度というものを適用するということは、これは、なるほど時間的にも公共性があるんだからというわけがあるかもしれないけれども、初めからそういうことがわかっていくのに、これを使うということは、いわゆる私は法に忠実な解釈ではなかった、こういうふうに考えるわけなんです。これはひとりでペンディングにして、ここでどうしても決着をつけなければならぬ問題ではありますから、なお私のほうでも検討をいたしたい、あなたのほうでも検討していただきたい。その点、よろしくごさいいますか。

○政府委員(田中銀雄君) 厚生年金関連融資の方法にのつたことということは事実でございますが、これは、いわゆる転貸という方法はそこにあると、そういう一つの手段を参考としたということでありまして、その内容を自主的に検討いたしますと、全部が全部全く同じというわけではないのであります。厚年の関係の転貸というものは、それ自体に目的があつたわけでありまして、私どもの今回の転貸借というものは、これはそれに相応した目的があつたということで、方法、手段としては、地方公共団体を通ずる転貸というところにつきましては全く同様でございます

います。が、内容は若干違ふ面もあるかと思ひます。私どもは、法律を改正するということになりますれば、いろいろの方法があるわけでありまして、さしむきの段階で間に合わない、あるいは関係法律の目的からいって妥当でない、というふうなことで、あれこれ考えた結果、こういう方法をとった次第でございます。

建物が消滅するまで提供義務を負わせるというところにつきましては、これはまた別の法律解釈の観点から、必ずや、そこに問題が残ることであろうと存じます。が、はたしてその点ができるかどうかというふうなところにつきましては、これは今後検討するのによぶさかではございません。

○横川正市君 借地借家法による借り主と貸し主との関係というものは、これは十六年以降まだ法律改正されておられませんから、新しい解釈での貸貸というものはまだでき上がっておりませんけれども、しかし、いまでもやはり借り主の立場というものは相当強化されてきておるわけなんです。そういう意味からいくと、郵政省が事実上貸貸契約を結ぶときに、しかもあなたのほうで貸した金でやるという、借り上げるといふ立場にありますが、また、その金で貸すという立場にある場合には、この期間というものは、これはやはり単に弁済される期間だけが対象ということにならない、こういう考え方というものは、やっぱり、いまの借家の立場からいっても私はあり得ると思うんです。よ、実際には、そういうふうな形からいけば、局長は、これを借りて、提供義務を負うようなことはしない、というところにも、逆の意味ではなつてく

ることもあると思う。最も有利なこれは貸し付け内容ですからね。いろいろな点からいって、郵政省と局長間に結ばれております借り上げ局舎の義務の問題とか、あるいは局舎の改築に対する資金の貸し付けとかいう問題を、全体としては、私はまだ検討する内容を持つたものだ、こういうふうに思っております。ひとつ、先ほどの答弁の中に加えて、ぜひ検討していただきたいと思ひます。

そこで、大臣にお伺いいたしますが、あなたは、私がさきに質問をいたしましたのに対して、国営とか公共とか私局舎の建築とか、そういうことをしなければ、いまの局舎事情というものは改善することはできないので、全部に力を入れますんだ、こういうことを言われたいんです。具体的なことは、それは一体どういふことなんでしょうか。

○国務大臣(古池信三君) 多数にわたる局舎の改善でございますから、いろいろの手を尽くしまして、できるだけすみやかに、考案あるいは狭隘な局舎が改善されることを望んでおるのでございまして、その一つの手段として転貸借というふうな方法も講じたわけでございます。

なお、全部のさような不良局舎の改善は国費でもってまかなつたらどうかという御意見もあります。が、しかし、これはやはり事業運営の立場から言ひまして、経済的財政的な事情を十分に勘案してやつてまいらなくちゃならぬ点であることは申すまでもございせん。しかし、私としては、財政的な事情の許す限りにおいては、やはりできるだけ国の費用によつて改善

をしていくという方向に向かつていくべきではないか、かようなことを申し上げたと思つております。

○横川正市君 大臣のその考え方で私どもが局舎の問題について改善の方向というものを話し合へば、大体一致する方向というものは出るのではないかと思ふのですが、ただ、その中で、私どもは前回もこの委員会でも取り上げました職員本俸の百分の三を拠出したが、老後の安定を期せんと、そういう意味でつくられた互助会の組織も、局舎に対する資金の融資というのを行なつていくわけなんです。だが、これは、金利からすると、たしか七分八厘ですか、という、率からすれば非常に高い率です。それに対して、今回の転貸借は六分五厘ということなんです。しかも、互助会の局舎は、ある年月を経たあとは、省側と協議の上、これを国に提供する、こういう申し合せ事項がついておるわけなんです。それは互助会側も確実に実行するということになつております。ところが、片一方のほうは、返済が終わりますと、完全私有化ということになります。まあ、金利の問題その他からいって、安いものを借りたものが期間後に私有化され、高いものを借りたものが一定期間を終ると国に提供すると、こうなつて、同じ局舎を建てるという立場に立っているものでも、いろいろあるわけなんです。

そこで、今度の地方債による私有化の問題が出た中で、私は、まあこの問題は、さらに自後相当研究の上で、あなたとここで意見を戦わしたいと思ひますので、具体的な問題についてはあとに譲りますけれども、単刀直入に、先般この委員会でも、私が金丸政務次官

に、私設と言われておりますけれども、全国の特定局長の組織をされていく会、これが、先ほど私が建築部長や経理局長に聞いた局舎料の値上げ、それからいま経理局長に、相当無理してまでもこういう転貸借をして局舎を直したい熱意については、これは局舎を建てたい熱意であつたかわかりませんが、方法において疑義があるというものを進行するためにどういふ方法をとつたかという、全特幹部の精力的な政治工作と膨大な活動資金の裏づけが必要であつたとして、全特臨時資金カンパとして、各局当たり金一千円、それから昨年の四月から本年の二月までに納められたいわゆる局舎料の値上げのうちの一月份に該当する六〇%を拠出して、推定金額が一億五千万円、これぐらいの金を使つて、このことが現在あなたのほうで実行に移されたという結果が出ていくわけなんです。資金を集めていくという事実も、これは文書が明確にありまして、局長の名前が出ていくわけなんです。明らかです。

それから、使われたものは何かと言へば、いま言つておるあなたのほうの転貸借と局舎料の値上げということになつていくのです。これは一体、郵政省の、いわゆるあなたの所轄する特定局長が、公務員である身分を持った、しかも特推連という業務の上では明確な官名を持つておるにもかかわらず、私設の局長会と称し、役員その他裏一体になつておるところがたくさんありますけれども、そういう中で、これは一体どういふことなんでしょうか、政治工作というの。あなたが一ぱい飲

んだとか何とかという事ではない。また、一万や二万の金で晩めしを食ったという事などは私は言っていない。これは、少くとも、議会の問題が起ったのは、業者が売春防止法をつくらしたときに、政治工作のために資金を贈って刑事処分を受けたという事例はまだ耳新しい問題であります。あなたのほうがやうな行政に対して、二つのしかも明確に国会で審議の対象になっているものに、推定額では一億数千万円の金が提出されて使われたという事実に対して、あなたはどうかどうふうにお考えですね。

○国務大臣(古池信三君) たいまお話しのようなことは、私初耳であります。さういふ事実は全然知っておりません。また、さういふ政治工作がなされたとかいふような話も全然私は関知しておりません。私がこの転貸債問題を取り上げて実行に移したのは、先ほどもちよつと御説明しましたように、現在の特定局の局舎があまりにも老朽化し、狭隘におちいっているのが非常に多いので、一日も早くこれは改善をはかりたい、そのためには、国費でまかなうだけでは、とうてい追いつかないので、この方法を用いることにいたしましたのでありまして、全く独自の、自主的な見地から実行に移したのであって、いまお話しのようなことは、全然私は関知しておりませんから、ここではつきり申し上げておきたいと存じます。

これも、互助会という法人がさういふ事業として行なわれることについては、私ももちろん異存がないことであつて、これによつて不良な特定局舎が少しづつよくなるという事である、かように考えております。

○横川正市君 だから、私は前回、金丸政務次官にこの問題について提起をして、この委員会でも答弁できるように調査をしていただきたい、さういふふうにお願ひしたら、よろしうございませうと、ちゃんと速記録にも残っているはずですが、いま全然関知いたしません。全然なかつたといふことでしようか。それならば、私のほうで文書をおちよつと読んでみますと、「特定郵便局舎改善のための簡便融資問題を中心とした全通の年末闘争も、官側の全面的勝利をもつて終局をみましたことは、特定局制度獲得のため同慶にたえない次第であります。しかし、この勝利を獲得するためには、全特幹部の精力的な政治工作とほゞ大なる活動資金の裏付けが必要であつたことは、ご想像に難くないと存じます。」(その真相については、三月中旬開催の当地会通常総会において詳細説明の予定)につきましまして、今般三云々といつて、一月三十日当地役員会の議を経て、全特臨時資金カンパとして各局当たり金一千万、それから局舎料の値上げの一月分のうちの六〇%、これを拠出する方法をとつてもらいたい。送金は、右記の送金書により所属部会長あてとせましたから、御了承いただきたい。——さういふ文章なんですよ。

これは私のほうでつくつた文章じゃないんです。局長会の中に、非常に専門なやり方に反対する一部の人がおられて、私どものところに資料提供をしてくるわけですね。さういふ無謀なことを国会では黙つておるのですか、しかも億以上の金が政治工作に使われたという事実についてどうですか、さう言われるわけなんです。あなたのほうでは知らないと思ひましたから、私は前回の委員会でも事実を明らかにして、その内容について報告を求めたわけでありました。

それからまた、委員会には、これはおそれる答弁ができないだらうから、特定局長会の三役と、それから特推連あたりの幹部を委員会に参考人として呼びたいといふので、私のほうで提起しましたが、あなたの所属する自民党からは返事がありません。返事がなければ呼べませんので、私は事実をあなたのほうに聞いて、明らかにしてもう以外には方法がない、さういふことで質問をやつては、逆になんていふことでも質問をやるには全然知らない、局長会は金を集めた、局長会がネコババしているかもしれないんです。あなたの部下にさういふ事実を行なつておる者もあるかもしれないのを黙つて放つておくといふわけにはいかないでしよう、どうでしょう。

○政府委員(武田功君) お答え申し上げます。ただいま先生のお尋ねの件でございますが、前回の委員会でも御質問がありまして、その後さうく調査をしておりますが、ただいままでのところ、ただいま大臣の仰せのとおりでございます。

す。それで、特に今回各局長から金を集めておるといふ御指摘がございしますが、これは、この局長会は、各局長が親睦団体としてつくつております会のことでございまして、省の直接公認しておる団体ではございません。それで、また特定局長は同時に局舎を提供しておりますので、いわば家主としての局長という資格におきまして、従来とも、その家主の代表者であるものと省と協定を結びまして、さうして借料その他の取りきめをしております。したがういまして、さういふ立場におきまして、いろいろと各局舎の状況を調べたり、また相互間の連絡をとつたり、いろいろな仕事があるさうでございます。それで、従来も、さういふような意味合いにおきまして、局舎料の上がりましたときあたりに、何がしかのお金を出し合つて、さうしてさういふたような連絡の経費とかいふたようなものに充てるさういふことをしておつたわけでございます。たまたま今回の局舎料の値上げにからんで、さういふようなことをするといふことを言つておりました。私どもの調べました範囲では、大体さういふことでございしますが、特に、御指摘のように、昨年の暮れに億という金を使つたとか、また政治工作に回したといふことは全然ないと言つております。また、その点は先ほどの大臣の御答弁のとおりでございます。

○横川正市君 官房長は弁護士に雇つておられるわけではございません。あなたのはうでは、自分の部下がさういふことをやつたかといふことを弁護する立場ではないわけではございません。監督する立場では、何ですか、いまの答弁

は、事実も知らないでさういふことを言つておられるのは迷惑ですよ。私のほうにある証拠は、局長会が出した文書です。局長会が出した文書に基づいて私は質問しているのです。さういふことではだめですよ。しかも、私は例を出したけれども、売春禁止法のとくに、業者が金を集めてやつたのと同じじゃないですか。経常会費のものは、全部これは日常経常会費で集めておるわけですよ。もう一つ、あなたのほうで、これだけの金をつくらして行動する、旅費とか宿泊料というならば、何人の局長が東京に来ておるのか、あるいはその始末はどうなつておるのか、資料を出せませんか、出せないでしよう。これだけの金の裏づけだといふものを出せませんか、出せないでしよう。旅費とか宿泊料といふことであれば、あるいは会議施設費といふならば……。出せないはずですよ。さういふ事実が背景にあつてつづられた。なるほど局舎料の値上げといふのは、五年たつて、推計されるころによれば、物価の値上がりもしているから、あなたのほうでは、いろいろいまだで苦しい点をがまんしてつづつたので、今回はこの程度の値上げをしてまいりました。さういふことで、五年の推計によつて値上げをした。それが二億四千万だ、さういふ説明ならば、私は何も無理を言わぬですよ。ところが、さうではなしに、局長会の内容といふのは、さういふものを含めて、八・八の次官通牒を確保するために、すなわち、融資を受けるために、それから局舎料の値上げをするために政治工作をし、膨大な活動資金を使ったといふわけですよ。これは、局長は公務

員です。それを、私のほうから言われて、弁護的な立場でものを言うのは実際におかしいです。もつと一人一人について明確にしたらいいと、私はこの質問を打ち切るわけにいかぬです。調査をしてもええなら自後に譲りますけれども、どうでしょう。

○政府委員(長田裕二君) ただいまの、あるいは先ほどの御質問の中に、局舎料の値上げにつきまして、非常に無理をさせる、それについて、というお話でございましたが、私も、直接には建築部関係でございまして、局舎料値上げの問題に関係いたしましたが、横川先生そういうことならばとおっしゃった、そちらのほうに該当するようないくつか経験しております。ただいまも先生の申されたように、過去の経験からいって、五年目にたまたま当たっているというところ、その間、世間の家賃地代が非常に上がっている、建築部の調査によりまして、こちらの値上げ幅よりもはるかに上がる率も高うございまして、その結果として、五年前のたしか建築部の調査によりまして、三十三年と比べて平均して三七%ぐらいは上がっている。しかも、もともと低い上に、ほか三七%上がったというような事情を踏まえて、これは局長側ばかりではありませんが、互助会の方からも強い要望がございまして、そういう事情を背景にいたしまして、しかも年々上げるといふ面は非常に精密な調査を要します。そういふ面は非常に上げるといふわけにもまいりませんので、おそろく従来五年おきぐらいになったの

じやないかと思ひますけれども、したがいまして、上げた年だけをとってみますと、先ほど申し上げましたように、若干借料のごくまかな内訳という面から見ると、少し出ておりますけれども、長い目で見ますれば、そういうことではない。予算のほうは、そういう五年ごとというところではございせんので、少しずつ変わっていく、年々変わっていく、借料のほうは事務の煩瑣の關係もありまして、五年おきぐらいにやる、そういうようなことからいまして、先ほど申し上げたように、若干の、三十八年度について見れば、こちらのほうが多くなるといふような事情がございまして、きわめて何といひますか、事務的といひては少しあれでございまして、非常に無理をさせられたと、ことに先ほどのお話に関連して、そういうことがあつたという感じでは全くございせんので、その点ひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○横川正市君 事実について大臣は、十分知らないということですから、一つだけ大臣にお聞きしますが、こういうことが行なわれたということについて、大臣は、事実か事実でないかは、あとであなたのほうで究明していただくたいと思ひますが、こういうことが行なわれているということについて、もし事実であつた場合、あなたは、これはどう処置されますか。あなたの考え方をひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(古池信三君) 先ほど申し上げましたように、さような事実は今日私に聞知しておりませんし、さような事実はないであろうと考えております。

○横川正市君 遺徳な事実があるから私は指摘しているものであつて、事実が、後刻あなたのほうでも明らかにされるでしょうし、私のほうでも、これはなほ事実を、当事者に來てもらつて、ここで明らかにしたい問題だと思ひますので、あなたのほうで処置をされる点について、調査をされる点について、ぜひひとつ早く取りまとめたいと思ひます。この機会に要請をしておきたいと思ひます。

○国務大臣(古池信三君) 本年は、簡易保険の金額を最高限百万円にいたしました。郵便貯金のほうはそのまま、引き上げはあつておりません。いすれ、将来の問題として十分検討してまいりたいと思ひますが、本年はさ

よるな処置は講じていないのでございす。なお、従来簡易保険の保険金額と郵便貯金の貯金額の最高限度が並行して増額されたという例もあるようございす。私に、両者の間には必ずしも理論的な關係はないと思ひます。

○横川正市君 理論的な關係はないんだけれども、いままで上げるときは上げてきたという事実はあつたわけですよ。何か、今回上げなかつたというの、理論的な關係がなかつたから上げなかつたのか。これは、簡保を上げるから貯金も上げる、そういう形式的なものではないんだと、こういうことだと思ひます。しかし、簡保が社会経済上、あるいは国民生活上百万だといふ最高額をきめるときに、どうして貯金だけが、経済上あるいは事実上の国民の生活上、最高額になつてしまふといふ、そういう何か理由が明確にあつたのでしょうか。私は、そうじゃなく、上げなくてもいいという理由は別に明確にあるべきだと思ひます。私は、保険を上げる理由とあわせて貯金を上げる理由というものは同じやうにあると、こう思つておるんです。これは少しおくれおるけれども、あとで上げるということなのか、それとも、實際上理由がないから上げないということなのか、それはどういふことになつていますか。

○国務大臣(古池信三君) 先ほどお答え申しましたように、保険の最高限と貯金の最高限、必ずしも同一でなければならぬという理論的根拠はございせん。ございせんが、従来例は大體並行して上げられたことが多いよう

に私も承知しております。したがつて、この問題については、近い将来において上げるように検討してまいりたいと思つております。

○横川正市君 私は、この問題については、いろいろな意味で、簡保百万にした理由と同じように、貯金にそういう理由が内在しておると思ひますので、当面ひとつ精力的に検討をして、早い時期に解決をしていただきたいと思ひます。

先ほどの特定局の局長から出された文書等をめぐつての私の質問については、さらにこまかな内容がありますけれども、この点では答弁ができない段階ですから、一応質問は保留して、きようは私の質問を終わつておきたいと思つております。

○委員長(光村基助君) 暫時休憩いたします。

午後一時四分休憩

午後四時開会

○委員長(光村基助君) ただいまから通信委員会を再開いたします。簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

午前に引き続き、質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言願ひます。御発言もなければ、質疑は尽きたものと認め、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(光村基助君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入りませう。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○野上元君 私は、日本社会党を代表

して、ただいま議題となつております簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対して賛成の討論を行ないます。

この法案の内容は、簡保の保険金の最高制限額及び最低制限額をそれぞれ引き上げるとともに、簡易保険の新種として特別養老保険の制度を創設しようとするものであります。現下わが国の国民経済の実情から見て時宜に適したものと判断をいたしますが、なお、積み立て金と同様に、余裕金の自主的運用の道を開き、かつ電力債への長期運用その他有利な社債への運用を行なうことによつて事業の経済基礎を強化することにより、保険料の実質的引き下げ、あるいは契約者に対する福祉施設を強化する等、いまだ施策すべき幾多の問題が存することに留意し、これを推進することを強く希望するとともに、次のごとき附帯決議を付して賛成いたします。何とぞ満場の御賛成をいただきます。と思います。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案
簡保積立金は、既に一兆円を突破し、これが運用の如何は事業の消長に重大な影響を及ぼし且つ国民の経済生活の安定と福祉の増進に至大の關係を持つに至つた。しかも国の社会保障制度のいまだ不備な現状から契約者はその運用の是非について大きな関心を持つて見守つてゐる。かくのごとき状況にかんがみ、郵政当局は本積立金の運用に当つては關係法律の解釈を適正にし、いやしくも誤解を招くことのないよう配慮するは勿論、契約者の保護に今後一層の努力を払うべきである。

右決議する。

以上であります。

○鈴木恭一君 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となつております簡易生命保険法の一部を改正する法律案に賛成するものであります。

今回の改正は、保険金の最高制限額を五十万円から百万円に、最低制限額一万円を五万円に引き上げ、新たに特別養老保険の制度を創設しようとするものであります。

まず、百万円に引き上げることですが、現在の五十万円は、去る三十七年四月一日より施行されておりますが、大臣の理由説明にもありますごとく、最近の社会、経済事情にかんがみ、医療費、葬祭費及び遺族の当分の間の生活費を保障する金額が百二十万円程度、また満期の場合には老後の生活安定に必要な金額が百万円から百五十万円になる現状から見まして、いわゆる保険の性格から妥当であると認めます。従来、ややとすると、簡易保険が単なるお葬式の費用であるというふうなことは、保険の性格を忘れたものであつて、この程度の保険は当然考えらるべきものと思ふのであります。しかも、戦後小額加入者の大層募集をしたものが集中満期となるときでもあり、事業経営上、保険料収入の減少を補充し、その基礎を強固にすることになるのであります。

また、最低限一万円を五万円とするのも、今日の社会事情、経済事情から、四万円未満の契約はわずかに四割であるといふことでもあります。五万円にすることは、保険的価値の点から見

ましても、事業経営の点から見ましても、妥当のものと考えます。

新種保険については、簡易保険がややともすると貯蓄保険におちいりやすく、死亡保障面を軽くする傾向もあつて、このとき、従来の養老の貯蓄的要素を持ちながら、他面、生命保険本来の機能たる死亡保障を強化いたしましたものであります。これは簡易生命保険の体質改善の上からもよいことだと考えます。

ただ、簡易生命保険は無診査でありますから、高額になりました際、特に逆選択の行なわれぬよう、面接調査の助行など、不良契約防止に万全を期していただきたいのであります。また、その維持については、現在良好な成績をおさめられてゐるということがあります。さらに一その努力をさたれまことを強く要望いたします。

以上をもちまして、私の賛成討論といたします。

○委員長(光村基助君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(光村基助君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(光村基助君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(光村基助君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

次に、討論中に述べられました野上君提出の附帯決議案を議題といたします。

野上君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(光村基助君) 全会一致と認めます。よつて、野上君提出の附帯決議案は、全会一致をもって、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、古池郵政大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。

○国務大臣(古池信三君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を体し、今後の行政運営に努力してまいりたいと存じます。

○委員長(光村基助君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時九分散会

一、日本電信電話公社職員の賃金に關する請願(第一〇四八号)

第一〇四二号 昭和三十九年三月三日受理

「電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に關する法律案」反対に關する請願

請願者 東京都小平市花小金井南町一ノ八九〇 渡辺 要外七百八名

紹介議員 柳岡 秋夫君

「電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に關する法律案」は、憲法で保障された団体交渉権を侵害し、電信電話公社との労使慣行を根本的にくつがえし電話交換手の退職を促進せしめようとするものであるから、この法律の制定を行なわぬようにされたいとの請願。

第一〇四九号 昭和三十九年三月三日受理

「電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に關する法律案」反対に關する請願

請願者 千葉県夷隅郡夷隅町大野 藤平幸子外二百五十七名

紹介議員 野上 元君

日本電信電話公社職員の賃金に関する
請願

請願者 千葉県銚子市小畑新町

七、七五六 松崎栄一

外三百五十二名

紹介議員 野上 元君

日本電信電話公社職員の賃金について、左記事項の実現を図りたいとの
請願。

一、賃金決定について公社に団体交渉
の当事者能力を明確に与えること。

二、当面、公社職員に対し、五千円の
賃金引上げを行なうこと。

日本電信電話公社職員の賃金は、国家
公務員の給与、数年来の物価上昇、公
社における生産性の向上等から勘案す
るとき、きわめて低いので、その生活
は日ごとに苦しさを増している。全電
通労組は昨年来、五箇月にわたつて当
局と団体交渉をすすめてきたが、公社
は全く当事者能力を放棄し、政府の指
導のもとで団体交渉を誠意をもつて行
なっていない。

第十一部

通信委員会會議録第十号

昭和三十九年三月十七日

【参議院】

昭和三十九年三月二十七日印刷

昭和三十九年三月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局